**定　　款**

株式会社〇〇〇

第１章　総　　　則

（商号）

1. 当会社は，株式会社〇〇〇と称する。

（目的）

1. 当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
2. ・・・
3. ・・・
4. その他上記各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

1. 当会社は，本店を〇〇県〇〇市に置く。

（機関）

1. 当会社は，株主総会及び取締役以外の機関を置かない。

（公告の方法）

1. 当会社の公告は，官報に掲載して行う。

第２章　株　　　式

（発行可能株式総数）

1. 当会社の発行可能株式総数は，〇〇〇株とする。

（株券の不発行）

1. 当会社の発行する株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには，当会社の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）

1. 当会社は，相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され，もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には，株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会社の所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

1. 前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

1. 当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下，「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害しない場合には，当会社は，基準日後に，募集株式の発行，合併，株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは，取締役の指定により，あらかじめ公告し，一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって，その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名，住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき，同様とする。

第３章　株主総会

（招集）

1. 当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は，必要に応じて招集する。

２　株主総会の招集通知は，株主総会の日の３日前までに発する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）

1. 当会社は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

1. 株主総会の決議は，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法３０９条２項に定める決議は，当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

1. 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは，その代理人は，当会社の議決権を有する株主に限る。

２　前項の場合には，株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（少数株主権行使の条件）

1. 当会社の株主が会社に対して会社法２９７条，同３０３条及び同３０５条に基づく請求をするときは，書面をもって行わなければならない。

第４章　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

1. 当会社の取締役は，〇名以上とする。

（取締役の選任又は解任）

1. 当会社の取締役の選任又は解任は，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

1. 取締役の任期は，選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は，退任した取締役の任期の満了までとする。

（代表取締役）

1. 取締役が２名以上ある場合は，そのうち１名を代表取締役とし，取締役の互選によってこれを定める。取締役が１名の場合は，その取締役を代表取締役とする。

（報酬等）

1. 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

1. 当会社の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は，毎年３月３１日とする。

２　前項のほか，基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

1. 剰余金の配当にかかる配当金は，支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（設立に際して出資される財産の価額）

1. 当会社の設立に際して出資される財産の価額は，〇〇万円とする。

（設立時資本金の額）

1. 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とし，その額は〇〇万円とする。

（設立時取締役）

1. 当会社の設立時取締役は，次のとおりとする。

設立時取締役　〇〇〇〇

（最初の事業年度）

1. 当会社の最初の事業年度は，当会社設立の日から平成〇〇年３月３１日までとする。

（発起人）

1. 発起人の氏名，住所，発起人が設立に際して引き受けた株式数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は，次のとおりである。

（住　所）〇〇都〇〇区〇〇町〇〇

（氏　名）〇〇〇〇

（引受株式数）〇〇〇株

（払込金銭の額）〇〇万円

（法令の準拠）

1. この定款に規定のない事項は，全て会社法その他の法令に従う。

　以上，株式会社〇〇〇の設立のため，この定款を作成し，発起人が次に記名押印する。

　平成〇〇年〇〇月〇〇日

　　　　　発起人

　　　　　　住所　〇〇都〇〇区〇〇町〇〇

　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　　　　　　　　㊞